

行田委員

二つほど質問させていただきます。

一つは、食品安全緊急 110 番についてであります。

輸入食品によります健康被害の発生、非食用米の不正転売、食品の偽装表示、日常の食品に対する安全・安心を大きく揺るがす事件が続出しておりまして、食に対する不安が高まっているという状況の中、先ほど説明のありました報告資料にありますとおり、県では食に関する事故等の未然防止や県民への健康被害の拡大防止のため、食品安全緊急 110 番を設置したということであります。

何か問題があった時に、これは保健所だ、これは県庁だということで、たらい回しと言ったら言い過ぎかもしれないんですけども、どこに電話したらいいかわからないという不安があったし、「うちじゃないよ」と言われたという例もあったので、こうした一元的な相談窓口ができたというのは、大きな前進ではないかと思っています。これに関しまして、幾つかお伺いしたいと思います。

そもそもこの 110 番といった通報・相談窓口を設置することになった目的・経緯を、まずお聞きしたいと思います。

消費生活課長

食品に関する県民の皆様からの相談に対しましては、これまでも保健福祉部の食の安全・安心相談ダイヤルとか、環境農政部の J A S 食品表示 110 番において対応してきたところでございます。しかしながら、今委員のお話にありまして、食品を巡る様々な事件が後を絶たず、県民の皆様の日常の食に対する不安が著しく高まっていることから、こうした既存の相談窓口に加えまして、食に関して幅広く一元的に対応する窓口を設けることによって、多くの県民の皆様から集中的に相談いただくために、緊急対策として 10 月 10 日から 12 月 26 日までの間、専用ダイヤルを設置したものでございます。

設置場所につきましては、県民の皆様がより相談しやすい窓口として、日ごろから様々な消費生活相談を受け付けているかながわ中央消費生活センターとするとともに、相談の中には法的な判断の必要があるものも考えられることから、必要に応じて弁護士による相談も行えるようにしたところでございます。

このように、より多くの方が利用しやすい体制とすることで、食に関する事故等の未然防止ですとか、県民への健康被害の拡大防止を図ることを目的に設置したものでございます。

行田委員

これまで、この相談窓口に何件ぐらいの相談があって、その内容、また県としてその相談状況をどのように受け止めているのかについてお聞きします。

消費生活課長

10 月 10 日から昨日 11 月 19 日までの間で御説明いたしますと、合計で 47 件の御相談を頂いております。そのうち、電話による相談が 40 件、メールによる相談が 7 件となっております。相談内容といたしましては、食品の表示に関するもの 10 件、品質に関するものが 24 件、それから販売店などの対応への苦情に関するものが 6 件などとなっております。具体例で申し上げますと、うなぎのかば焼に国産と表示されて販売されているけれども、間違いはないのかといった不安の声ですとか、あるいは賞味期限が切れた食品は食べ

でも大丈夫ですかといった一般的な質問、それから伊藤ハムの事故が報道された時には、購入した商品が回収対象となった商品かどうかというお問い合わせが2件ほど来ております。

行田委員

この内容について、県としてはどのように考えられているのでしょうか。

消費生活課長

御相談いただいている相談内容は様々ありますけれども、一般的な疑問や相談がほとんどであります。しかしながら、そうした一般的な疑問や相談にお答えすることで、県民の皆さんが気軽に何でも御相談していただく窓口と受け止めていただいているのではないかと考えておりますし、少なくとも御相談いただいた方の食に関する不安や疑問の解消には効果を上げているのではないかととらえているところでございます。

行田委員

今の内容でいきますと、どこまでやるかというところはかなり検討しなければいけないところはあるのかもしれないんですけども、今回の110番については今年の12月26日までということで、緊急でやると。もちろん予算のいる話ですから時限的にやると思うんですけども、来年の1月以降はこの窓口はどうされるのか。今後の方向性について伺いたいと思います。

消費生活課長

繰り返しになりますけれども、今回の食品安全緊急110番につきましては、食に関して幅広く一元的に対応する、県民の皆さんが相談しやすい窓口を設けることによって、多くの県民の皆さんから集中的に相談をいただくために、緊急対策として設置したものであり、基本的には年内の対応と考えております。しかしながら、食品に関する事故が引き続き起こっているのも事実でございますので、年末までまだ少し時間がありますので、今後の相談状況を見ながら、1月以降どのようにしていくかは検討してまいりたいと考えております。

行田委員

分かりました。県には横断的な食の安全・安心推進会議が設置されており、非常に私は重要だと思っているんですけども、確かに恒常的に設置するというのは非常に難しいんだと思いますし、いろいろ検討する必要があるかと思うんです。今御答弁にもありましたけれども、全国的に何だこれはという事件がこのところ続いておりますので、こうした問題が発生した時には、食の安全・安心推進会議はすぐに開いて、かなり迅速に動かれています。ですから、この食品安全緊急110番を常にスクランブルで設置できるような仕掛けをつくっていく。いわゆる会議の中で選択できるオプションを常に持っているという仕組みというのはあってもいいんじゃないかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

消費生活課長

御提言を頂きましたことに対して、このようにしてまいりますということは申し上げられませんが、例えば緊急時の対応ということであれば、大きな事故が起こった時に、それに最もふさわしい既存の相談窓口を集中的に広報することも効果的であるかとも考えております。また一方、消費生活課の立場といたしましては、現在国において消費者行政の強化が検討されております。消費生活センターについては、一元的な消費者相談

窓口を位置付けるとされております。それに対応できるような体制をつくっていくことも課題であると認識はしております。

いずれにいたしましても、ただ今提言を頂きましたことも踏まえまして、何か事が起こったときに迅速に対応できるシステムというものを構築していくことは、食の安全に限らず、行政に求められるものであると考えておりますので、将来的な課題として受け止めさせていただきますと思います。

#### 行田委員

今の御答弁で、既存の窓口で対応する、そのために大きく広報していくというような御答弁が冒頭にあったんですけれども、これは違うのではないかと私は思います。では、何のために今回つくったんだと、改めて一から質問したいぐらいですよ。そういうことを言っている限りは、神奈川県の実情というの恐らく大きくならないですね。そこは、私は今御答弁に関してはちょっと考えを改めていただきたいというふうに思いました。

一つ要望させていただきますけれども、食品に関する事件というのは報道されない日はないと言っても過言ではないと思っています。食の安全・安心を確保するためには、相談を幅広く受け付ける相談しやすい窓口は必要でありますし、時限で今回設置したということですが、今後も緊急の110番を、本当に緊急な時にすぐに提供できるような、そうした仕組み・仕掛けをきっちりつくっていただきたいと思います。間違っても、今までの仕掛けを「こんなのありますよ」と、片や保健福祉部、片や環境農政部、さらに保健所があつて、「さあ、皆さんのニーズに応じて、どこかに電話してください」ということを広報するというのを今の御答弁で言ったんです。それは、余りにも県民のニーズにこたえていないのではないかと。どちらの立場でしゃべっているのかと思ったんですけれども、そうした意味では、消費者生活、消費者の立場に立って行政の仕組みというものをつくっていただきたいということを強く要望させていただきますと思います。

続きまして、企業庁関係になるんですけれども、先ほどの御質問でもありましたけれども、大変厳しい財政状況にあるということで、県庁で、また企業庁の中でいろんな議論がなされていると思います。9月に財政課から、スクラップ・アンド・ビルドという言葉が入っている資料が配られました。資産を持つということの重みとか大変さということが今ここにきてありまして、つくることも大事なんですけれども、やめることも大事なんだということが、議論されていると思うんです。これは別に企業庁に限らず、知事部局においても日ごろから意見交換をさせていただいているんですけれども。そうした中で、これは決して企業庁をつぶすわけではないんですけれども、おとといのニュースで、北海道では企業局の廃止を検討するということが出ておりました。北海道では、発電と工業用水の両事業を直営している企業局の廃止の検討に入ったと。発電事業を民間に譲渡して撤退する方針を固め、工業用水事業については知事部局に編入する方針です。発電事業は発電所が水力8箇所、風力1箇所、これは決算で、昨年度は5億4,000万円ほどの黒字が出ているという状況です。しかし、黒字が出ているんだけど、電力自由化の経過措置の切れる2009年度末以降はコスト削減が迫られることが必至であつて、発電所建設に伴う企業債残高が130億円ぐらいあるもんですから、北海道としてはこれを上回る価格で、早めに売却したいということを検討しているそうでございます。

これまでの常任委員会でも私は似たような質問をして、企業庁の存在そのものとか一般会計への貸付けをしているなどの必要性は認識しております。これは先に言うておかないといけないと思うので言うておきますけれども、こういう厳しい時だからこそ、多角的な議論というのは必要なんではないか。神奈川県の実情不足というのは、もともと1,350億何とかなんと言われておりますけれども、実態として夕張市のように、神奈川県がいわゆる財政再建団体入りするのは630億円と言われておりますから、今の段階で何も手を打たなかった

ら、今の段階では夕張市と一緒にという状況なわけですね。では、そこで一体何が必要かというところが今議論されていると思いますし、我々も認識して、それを前提に考えていかなければいけないのではないかと。今日は企業庁をいじめるためにやっているのではないんですけども、一応これは議論させてくださいということで、職員の保養所について話をさせていただきたいというふうに思っております。

近年、民間企業では、コスト削減や従業員の余暇活動の多様化などから、保養所の運営を福利厚生を行う企業に委託したり、これは機会の均等というのもありますから、保養所では限られた人しか使えませんから、自ら保有することなく、宿泊施設利用補助を行っているような状況であると認識をしております。

企業庁においては、職員の保養施設として強羅の保養所せせらぎを保有し、運営していると聞いております。これまで、職員の福利厚生の一環として行ってきた役割は大変大きいものだと思います。実際、庁内の方々に聞きますと、「いい所だ」、「使ったことがある」、「非常に人気があるから行けない」とか話は伺っています。ただ、時代とともにニーズは変化していきまして、今後の在り方について検討する時期に来ているのではないかと考えています。

そこで、せせらぎの現状等について、何点か伺っていきたいと思います。まず、せせらぎの概要についてお伺いしたいと思います。

企業庁総務課長

職員保養所せせらぎでございますけれども、場所は御承知のとおり箱根の強羅に位置してございまして、職員の福利厚生の一環といたしまして、昭和43年に、前身である強羅荘を設置いたしまして、これが老朽化してきたことから、いろいろと検討したところ、新たな施設として、箱根にあった配水池の敷地を活用いたしまして、平成元年6月に開設したということでございます。

施設の規模でございますけれども、地上3階、地下1階ということで、客室数は2階と3階を合わせて12室、定員は46名となっております。

施設の運営につきましては、前身である強羅荘の時は企業庁が直営で行ってございましたけれども、せせらぎを開設した時点でいろいろと検討し、サービスの向上であるとか、収益の拡大が図られるというような、そういった観点から、現在の方式として、(財)神奈川県企業庁サービス協会の収益事業として位置付けまして、運営をお願いしているところでございます。

行田委員

利用状況はどうなっているのでしょうか。

企業庁総務課長

せせらぎのここ3箇年の利用状況でお答えさせていただきますと、まず客室の利用状況でございますけれども、平成18年度が89.9%、19年度が86.4%、20年度は、10月末現在でございますけれども、88.9%と少し横並びといった状況でございます。なお、定員利用率につきましては減少傾向にあるということでございます。

行田委員

せせらぎの運営に当たりまして、企業庁は年間どれぐらい負担をされているのでしょうか。

企業庁総務課長

せせらぎは福利厚生と位置付けてございますので、その観点から運営の一部につきましては、過去3年間で申し上げますと、平成18年度は6,200余万円、19年度については5,800余万円、20年度につきましては5,700余万円を計上してございます。なお、毎年、経費の削減につきましては、運営主体であるサービス協会にもお願いしておりまして、見直しを行っているところでございます。

#### 行田委員

先ほどの答弁でも、利用率は比較的高いということで、私がヒアリングする限りでも評判がいいので、いろいろと企業努力をされているんだと思うんですけども、一方では、年間約6,000万円ぐらいが毎年投入されているという中で運営されているわけなんですけれども、こちら辺は職員の皆さんは、舞台裏のお金の話まで知っているかどうかは疑問なんですけれども、実際にお使いになる方からはどのような話を聞いていますか。

#### 企業庁総務課長

企業庁といたしましても、保養所の今後の運営の在り方についての検討材料といたしまして、昨年9月に職員へのアンケート調査を実施したところでございますが、施設・設備に対する職員のアンケート結果では、満足と答えたものが約7割を占めてございました。また、今後もせせらぎを利用したいかという設問に対しましては、利用したいと答えた割合は、同じく全体の7割を占めてございます。さらに、今回のアンケートでは、今後の保養施設をどう考えているかというような質問を設定したところ、存続した方がいいという割合と見直した方がいいというような割合がほぼ五分五分ということでございます。

#### 行田委員

分かりました。今、そういう御意見もあるということは分かりましたが、企業庁の保養所というのは、適当な施設の規模だということで、比較的良好に利用されていることは分かりましたが、利用率の低下というのはこの施設も例外ではないと思います。社会状況も変化しまして、職員のニーズや旅行形態も多様化している中ですから、保養所の運営が企業庁の経営状況を圧迫していない現在だからこそ、今後の保養所の在り方というのはよく検討していただいて、ニーズに合った方策を出していただくように要望したいと思います。